

徳島県選挙管理委員会告示第二十号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年二月十五日から施行する。

令和六年二月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中116の項を削り、117の項を116の項とし、118の項から151の項までを一項ずつ繰り上げる。

二の表中99の項を100の項とし、25の項から98の項までを一項ずつ繰り下げ、24の項の次に次のように加える。

25	住宅型有料老人ホーム ローザンヌ虹の橋	徳島市中島田町3丁目60番地1
----	---------------------	-----------------